

裁 決 書

審査請求人

様

上記審査請求人から平成24年2月29日付けで提起のあった、名古屋市熱田区社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成24年1月13日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「原処分」という。）に関する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

原処分を取り消します。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、原処分について、その取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりであり、請求人は、この点から原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

請求人は歩道、地下鉄、市バス内でひんぱんに転倒しているのに、要介護区分がかるくなるのはおかしい。

第2 処分庁の弁明

処分庁の弁明は、概ね次のとおりであり、原処分に違法又は不当な点はないことから本件審査請求は棄却されるべき旨を主張している。

1 原処分に至った経緯

- (1) 平成21年1月21日、請求人は[]により救急搬送され入院し、搬送先の病院より処分庁へ医療費に困窮していると連絡があり、急迫保護の必要があると判断し、同日職権により生活保護を適用した。
- (2) 同月28日、請求人は退院し、処分庁で保護開始申請手続きを行った。
- (3) 平成23年5月2日、請求人は[]のため入院し、同年6月2日にリハビリを行うため転院した。
- (4) 請求人は、[]のため[]となり、退院後の生活に介助が必要な状態であったが、同年6月24日、処分庁は、請求人が入院している病院より、請求人は身体

障害者手帳に該当せず、障害福祉サービスの活用ができない可能性があるため、介護扶助を適用し、介護サービスを活用する旨提案を受けた。

- (5) 同年7月13日、請求人は■歳の医療保険未加入者で介護保険の被保険者ではないため、介護扶助にかかる保護変更申請が必要であるが、入院中で保護変更申請書の提出が困難であったため、職権で保護変更申請があったものとみなし、「生活保護法による介護扶助の運営要領について」（平成12年3月31日社援第825号厚生省社会・援護局長通知。以下「介護扶助運営要領」という。）第4の2の(2)に基づき、平成23年7月13日付けで、請求人の住民票登録地が■■■■■■■■■■であったため、■■■■■■■■■■あてに要介護認定等の審査判定依頼書を送付した。
- (6) 同年8月18日、処分庁は、■■■■■■■■■■より平成23年8月16日付け要介護審査判定回答書を受理したところ、判定結果は要介護状態区分「■■■■■■■■■■」、有効期間「平成23年7月13日から平成24年1月31日」であった。
- (7) 同日、処分庁は判定結果を受け、介護扶助にかかる保護変更決定を行い、介護扶助運営要領第5の2の(6)に基づき、請求人あてに、要介護状態区分「■■■■■■■■■■」、認定有効期間「平成23年7月13日から平成24年1月31日」等を記載した保護変更決定通知書を交付した。
- (8) 同年9月6日、請求人は退院した。
- (9) 同月9日、請求人は、請求人の住民票登録地を■■■■■■■■■■から名古屋市熱田区に変更したと処分庁へ報告した。
- (10) 同年12月7日、処分庁は、請求人の平成24年2月1日以降の介護サービスが必要と判断し、介護扶助運営要領第4の2の(2)に基づき、平成23年12月7日付けで、名古屋市熱田区長あてに要介護認定等の審査判定依頼書を送付した。
- (11) 同月14日、請求人宅にて■■■■■■■■■■の介護支援専門員により認定調査が行われた。処分庁職員が認定調査に立会い、「右手の握力、右足ふとももについては、未だ障害があるため、リハビリ通院中。外出は杖あれば可能だが、電車、バスではふらつくこともある」「日常生活は買い物、入浴含めて自立。特に介助なくとも生活できている。」ことを請求人より聞き取った。
- (12) 平成24年1月12日、処分庁は、名古屋市熱田区長より平成24年1月12日付け要介護審査判定回答書を受理したところ、判定結果は要介護状態区分「■■■■■■■■■■」、有効期間「平成24年2月1日から平成25年1月31日」であった。
- (13) 同月13日、処分庁は判定結果を受け、介護扶助に係る保護変更決定を行い、介護扶助運営要領第5の2の(6)に基づき、請求人あてに、本件処分の要介護状態「要支援1」、認定有効期間「平成24年2月1日から平成25年1月31日」等を記載した保護変更決定通知書を送付した。

2 処分庁の意見

- (1) 介護扶助運営要領第4の1において、「介護保険の被保険者ではない40歳以上65歳未満の要保護者で介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病

により要介護状態等にあるものについては（中略）介護サービスの利用が必要不可欠であると認められる場合において、介護扶助の要否判定に当たり被保険者と同様に要介護状態等の審査判定を受け、要介護状態等に応じ介護扶助を受けることとするものである」と規定している。

また、要介護認定について介護扶助運営要領第4の2の(1)のイにおいて、「40歳以上65歳未満で特定疾病により要介護状態等にある者」については、「65歳以上の者と同様に、被保険者として要介護認定等を受けるものである。なお、要介護認定等に当たり特定疾病の該当性については、主治医の意見書の記載内容に基づき、市町村等に置かれる介護認定審査会が確認するものである。」と規定している。

原処分は、以上を踏まえ、上記1の(11)の要介護状態等の審査判定の結果に基づき決定したものであるため、適法なものであると判断される。

(2) 介護認定審査会の開催及び審査判定

ア 審査判定日時

平成24年1月12日 13時30分から14時10分まで

イ 審査判定した合議体

熱田区第二審査部会（出席委員3名）

ウ 審査判定

訪問調査の74項目の基本調査結果によるコンピュータの一時判定では「要支援1」であり、厚生労働大臣が定める認定基準に従い審査した結果においても、請求人の要介護状態区分は「要支援1」とであると判断された。

したがって、原処分に違法及び不当な点はない。

第3 請求人の反論

自分が認定調査者に話したことが介護認定審査会に伝わっていない。

自分にとって今一番大切な通所リハビリテーションが週2回から週1回になるのは我慢できない。

第4 審査庁の判断

審査請求書、弁明書、処分庁から提出された関係書類等の物件から、次のように判断する。

1 認定した事実

- (1) 平成21年1月21日、請求人は[]により救急搬送され入院した。処分庁は、急迫保護の必要があると判断し、同日職権により生活保護を適用した。
- (2) 同月28日、請求人は退院し、処分庁で保護開始申請手続きを行った。
- (3) 平成23年5月2日、請求人は[]のため入院し、同年6月2日にリハビリを行うため転院した。
- (4) 請求人は、[]のため[]となり、退院後の生活に介助が必要な状態であったが、同年6月24日、処分庁は、請求人が入院している病院より、請求人は身体

障害者手帳に該当せず、障害福祉サービスの活用ができない可能性があるため、介護扶助を適用し、介護サービスを活用する旨提案を受けた。

- (5) 同年 7 月 13 日、処分庁は、[REDACTED] へて要介護認定等の審査判定依頼書を送付した。
- (6) 同年 8 月 18 日、処分庁は、[REDACTED] より平成 23 年 8 月 16 日付け要介護審査判定回答書を受理したところ、判定結果は要介護状態区分「[REDACTED]」、有効期間「平成 23 年 7 月 13 日から平成 24 年 1 月 31 日」であった。
- (7) 同日、処分庁は判定結果を受け、介護扶助にかかる保護変更決定を行い、介護扶助運営要領第 5 の 2 の (6) に基づき、請求人へてに、要介護状態区分「[REDACTED]」、認定有効期間「平成 23 年 7 月 13 日から平成 24 年 1 月 31 日」等を記載した保護変更決定通知書を交付した。
- (8) 同年 9 月 6 日、請求人は退院した。
- (9) 同月 9 日、請求人は、請求人の住民票登録地を [REDACTED] から名古屋市熱田区に変更したと処分庁へ報告した。
- (10) 同年 12 月 7 日、処分庁は、請求人の平成 24 年 2 月 1 日以降の介護サービスが必要と判断し、介護扶助運営要領第 4 の 2 の (2) に基づき、平成 23 年 12 月 7 日付けで、名古屋市熱田区長へて要介護認定等の審査判定依頼書を送付した。
- (11) 平成 24 年 1 月 12 日、処分庁は、名古屋市熱田区長より平成 24 年 1 月 12 日付け要介護審査判定回答書を受理したところ、判定結果は要介護状態区分「要支援 1」、有効期間「平成 24 年 2 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日」であった。
- (12) 同月 13 日、処分庁は判定結果を受け、介護扶助に係る保護変更決定を行い、介護扶助運営要領第 5 の 2 の (6) に基づき、請求人へてに、本件処分の要介護状態「要支援 1」、認定有効期間「平成 24 年 2 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日」等を記載した保護変更決定通知書を送付した。

2 判断

法第 15 条の 2 第 1 項によると、生活保護の介護扶助の対象者は、介護保険法第 7 条第 3 項に規定する要介護者および同条第 4 項に規定する要支援者とされている。

そして、介護扶助運営要領第 4 の 1 では、「介護保険制度の被保険者でない 40 歳以上 65 歳未満の要保護者で介護保険法施行令第 2 条各号の特定疾病により要介護状態等にあるもの」については、「介護扶助の要否判定に当たり被保険者と同様に要介護状態等の審査判定を受け、要介護状態等に応じ介護扶助を受けることとするものである。」とされており、請求人は介護保険制度の被保険者ではないことから、処分庁は、介護扶助の要否判定の一環として生活保護制度の中で原処分を実施している。

介護扶助運営要領第 4 の 2 の (2) のアでは、要介護認定については「被保険者とそれ以外の者との間で統一を図る等のため、市町村に設置される介護認定審査会に審査判定を委託して行う。」とされており、処分庁は認定事実のとおり名古屋市熱田区長に介護認定審査会の審査判定を委託している。

介護保険制度の被保険者が要介護認定に不服がある場合は、介護保険法第183条第1項の規定に基づき介護保険審査会に審査請求できること、また、「生活保護法に基づく介護扶助に係る審査請求の取扱いについて」（平成14年8月29日社援保発第0829002号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において、公平性の観点から、介護保険制度の被保険者でない要保護者の要介護認定の妥当性については、介護保険審査会に鑑定を求めることが示されていることから、当審査庁として愛知県介護保険審査会に鑑定を依頼したところ、平成24年7月31日付で別添のとおり鑑定を得た。

鑑定では、基本調査項目の判定については、第1群「1 麻痺」、「2 拘縮」、「7 歩行」、「認知症高齢者の日常生活自立度」の項目を除き、国の定めた基準により適正に行われているという事実が認定される。しかし、第1群「1 麻痺」、「2 拘縮」、「7 歩行」、「認知症高齢者の日常生活自立度」の項目については、審査判定の基礎となる認定調査結果に一部不備があるものと認められ、またその資料に基づき審査判定が行われているが、愛知県介護保険審査会において主治医意見書も含め審議を行った結果、「要支援1」とした審査判定結果については、妥当性を欠き不当であるとしている。

したがって、当審査庁もこの考え方を採用し、原処分は妥当性を欠き不当であるものと認める。

よって、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成24年8月24日

愛知県知事 大村 秀章

